



工場立地法に基づく 特定工場届出の手引

平成30年4月

袖ヶ浦市 環境経済部 商工観光課

目 次

目次.....	(i)
工場立地法の届出のフロー図.....	(ii)
1. 工場立地法の概要.....	1
2. 用語の解説等.....	3
3. 実施の制限.....	11
4. 兼業.....	12
5. 工場立地に関する準則について.....	13
6. 届出について.....	16
生産施設面積率 (γ)	23
質疑応答集.....	24

工場立地法の届出のフロー図

● 特定工場

特定工場とは

敷地面積 9,000 m²以上
又は
建築面積 3,000 m²以上

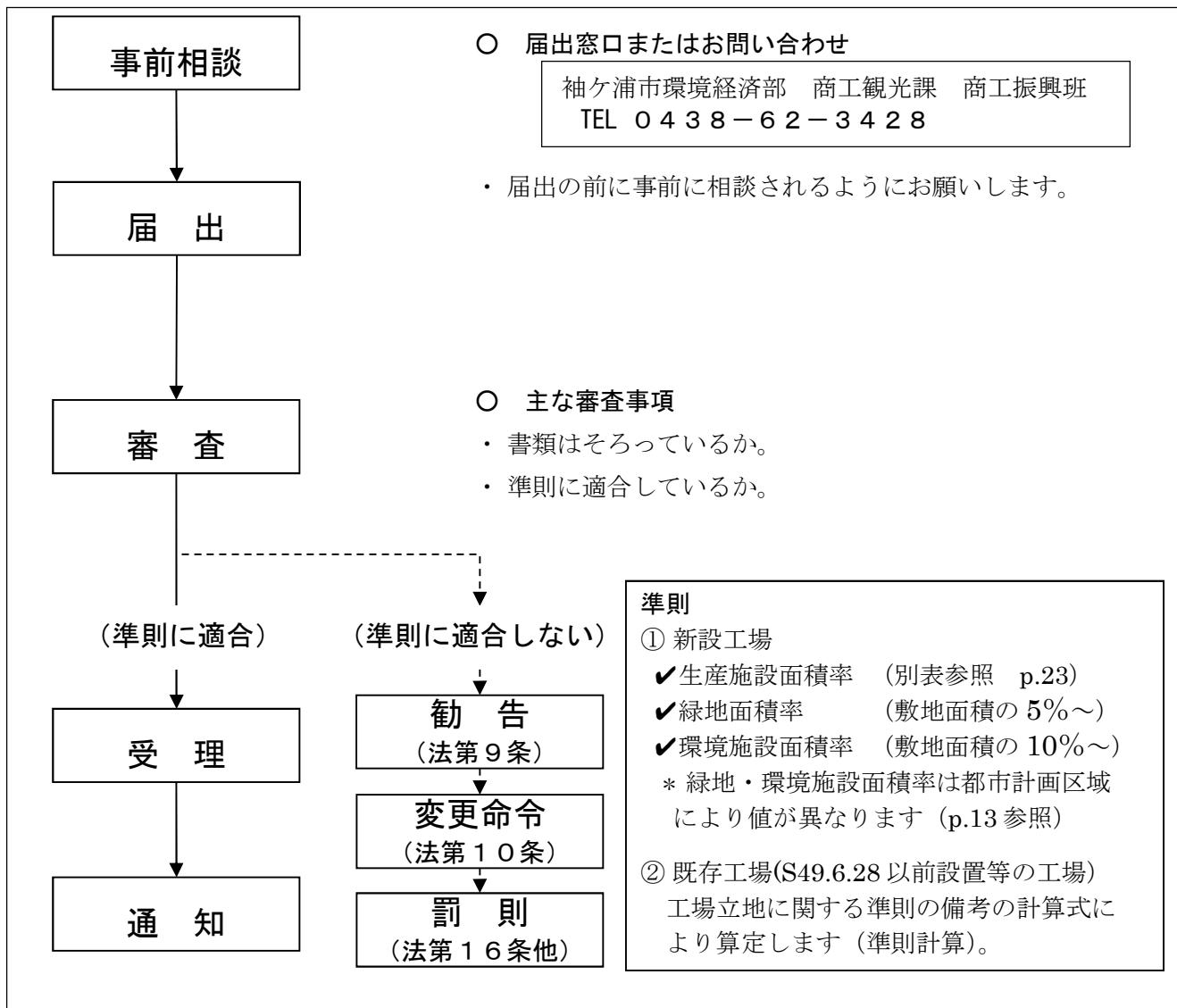
の
・ 製造業（加工修理含む）
・ 電気供給業（水力・地熱・太陽光を除く）
・ ガス供給業
・ 熱供給業

に係る
工場・事業場

● 届出

- ・ 特定工場を新設または変更する場合、事前に届出が必要です。
- ・ 届出は、着工日の 90 日前までですが、勧告の要件に該当しないと認められる場合は、短縮申請により 30 日前までに短縮できます。

● 届出のフロー図



1. 工場立地法の概要

(1) 目的（法第1条）

「工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようとするため、工場立地に関する調査を実施し、及び工場立地に関する準則等を公表し、並びにこれらに基づき勧告、命令等を行い、もって国民経済の健全な発展と国民福祉の向上に寄与することを目的」として定められた法律です。

(2) 届出

工場立地法により、特定工場の新設又は変更をしようとするときは、届出をしなければなりません。なお、用途の変更又は敷地面積若しくは建築面積を増加することにより、新たに特定工場となる場合も届出の対象となります。

届出が受理された日から90日（短縮申請の場合は30日）を経過した後でなければ、原則として特定工場を新設又は変更することができません。

○ 届出窓口又はお問い合わせ

袖ヶ浦市環境経済部 商工観光課 商工振興班

TEL 0438-62-3428

(3) 特定工場

届出の対象となる「特定工場」とは、製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業（水力・地熱・太陽光を除く）・ガス供給業・熱供給業に係る下記のいずれかに該当する規模の工場又は事業場をいいます。

敷地面積 9,000m²以上

または

建築物の建築面積の合計 3,000m²以上

ア 製造業等の定義

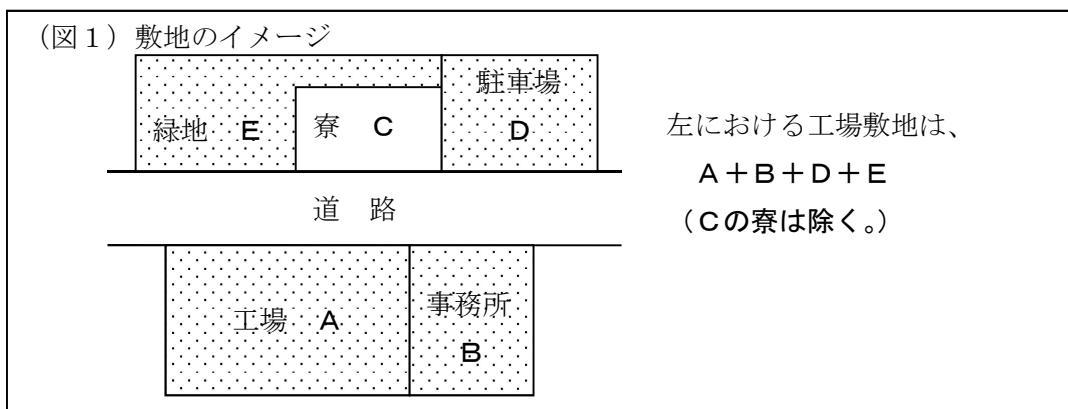
製造業等の範囲は、原則として日本標準産業分類による製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業とされています。

- (ア) 製造業に含まれる物品の加工修理業とは、製造と修理又は賃加工（他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取ること）と修理を合わせて行う船舶製造・修理業、鉄道車両製造業等の事業をいいます。
- (イ) 自動車整備業のように単に修理のみを行うものは含まれません。
- (ウ) 変電所、ガス供給所、石油油槽所等は生産施設を有しないので含まれません。
- (エ) 独立した本社、支店、営業所、倉庫、中継所等は含まれません。

イ 敷地面積

工場等の敷地面積とは、工場等の用に供する土地の全面積をいいます。

- (ア) 所有形態は問いません。(借地でも工場敷地として扱います。)
- (イ) 社宅、寮、病院の敷地及びこれらの施設の用地として明確な計画のあるものは工場敷地に含まれません。社宅、寮、病院の敷地に明確な仕切りがなく面積が定められない場合は、それら施設の「建築面積÷0.6」を敷地面積から除外します。
(保育所、託児所も同様とします。)
- (ウ) 公有水面に材木を浮かべた貯木場や浮きドック、桟橋等の面積は敷地面積に含めません。
- (エ) 道路、河川、鉄道等に分断されている場合でも、生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関係があり一体をなしている場合は、ひとつの工場敷地としてとらえます。



- (オ) 同じ事業者の営む製造業等以外の事業の用に供する土地が、工場の用に供する土地に一体的に含まれている場合は、全体を工場敷地として取扱います。ただし、製造業等以外の事業の用に供する土地が道路等で明確に区分されており管理運営も別々である場合は、当該土地は工場敷地になりません。

ウ 建築面積

- (ア) 建築面積とは建築物の水平投影面積をいい、いわゆる延べ床面積ではありません。
- (イ) 建築物の定義は、建築基準法施行令第2条第1項第2号と概ね同義です。
- (ウ) 社宅、寮、病院の建築物は除きます。また工作物であっても、屋外プラント類は建築物にはあたりません。

2. 用語の解説等

(1) 生産施設

ア 定義（規則第2条関係）

生産施設とは

(ア) 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程（以下「製造工程」という。）を形成する機械又は装置（製造工程等形成施設）が設置される建築物

(イ) 製造工程等形成施設で(ア)の建築物の外に設置されるもの

イ 製造工程等を形成する機械又は装置とは

原材料に最初の加工を行う工程から最終の製品ができるまでの工程のうち、直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置及びこれらに付帯するボイラー・コンプレッサー・自家発電施設・ポンプ等の用役施設（受変電施設及び用水施設を除く。）をいいます。一時的な遊休施設は生産施設とします。また廃止された施設であっても、撤去されない限り原則として生産施設とします。ただし、事務所や倉庫等に用途替えた場合は、生産施設から除外できます。

ウ 生産施設に該当しない主な施設

(ア) 事務所、研究所、食堂等で独立の建物は生産施設としません。

(イ) 倉庫関連施設としての原材料、資材、製品又は機器類の倉庫、置き場、タンク等の貯蔵のための独立した施設は生産施設ではありませんが、半製品又は中間製品のタンクや倉庫で製造工程（プラント類）の区画内にあるものは生産施設とします。

(ウ) 出荷、輸送関連施設は生産施設ではありませんが、生産工程の一環として製品の包装・梱包（箱詰、瓶詰、袋詰）を継続して行う施設は生産施設とします。

(エ) 製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所、試験室は生産施設ですが、独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所、試験室は生産施設ではありません。

(オ) 自らの工場における排出物を処理するための施設は公害防止施設とし生産施設ではありません。

エ 生産施設の面積の測定方法

- (ア) 生産施設の面積は原則として投影法による水平投影面積を測定します。
- (イ) 工場等の建築面積の測り方と同様に建築基準法施行令第2条第1項第2号の算定方法によります。

建築物の一部に製造工程等を形成する機械又は装置が設置される場合における生産施設の面積は、原則として、当該建築物の全水平投影面積としますが、同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるものがある場合は、当該床面積を除いた面積とします。

● プラント等の屋外の生産施設面積の測定方法

屋外にある生産施設の面積は水平投影図の外周によって囲まれる面積とします。その場合、面積を測定する図面は、工場の建設計画の段階で製造工程を形成する機器類等の主要施設の配置を明らかにした図面を用いるものとします。

水平投影図の外周のとり方等は次によることとします。

(1) 塔、槽等の機器類又は装置の面積の測定方法

- ①塔、槽等の機器類又は装置の架台がある場合には、架台の投影面積又は機器類若しくは装置の水平投影面積の大きい方とします。
- ②架台のない場合には、機器類又は装置の断面積とします。ポンプ、圧縮機のように投影図の断面が複雑な場合には、基礎の床面積をもって投影面積とします。

(2) パイプの面積の測定方法

製造装置の設置されている区画内にあるパイプは生産施設とします。

①パイプラックに乗っているものについては、

(パイプラックの当該区画内に係る長さ) × (ラック幅) = 水平投影面積とします。

(なお、配管トラフについては、トラフの上にふたがない限りパイプラックと同じ扱いをします。)

- ②製造装置の設置されている区画内の独立した塔、豊型ドラム、熱交換器等の機器類又は装置（タンク、横型ドラム、加熱炉を除く）のまわりの付属配管の水平投影面積は、独立した塔、豊型ドラム、熱交換器等の機器類又は装置の水平投影面積の合計に等しいものとします。（即ち、独立した塔、豊型ドラム、熱交換器等の機器類又は装置については、それらの投影面積の合計を2倍した面積で、周りの付属配管の面積を含めたものとします。）

- ③その他の配管についても、原則として水平投影面積とします。

(2) 緑地

緑地とは

ア 定義（規則第3条）

次の(ア)又は(イ)に適合する**土地又は施設**（建築物その他の施設に設けられるものであつて、その屋上その他の屋外に設けられるものに限ります（建築物屋上等緑化施設）。）とします。

(ア) 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であつて、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの

(イ) 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で、表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設

イ 緑地として認められるもの

(ア) 苗木床・花壇（地面や壁面等に固定されており、容易に移設することができないものに限る）。

(イ) いわゆる雑草地であっても、植生美観等の観点から良好な状態に維持管理されているもの。

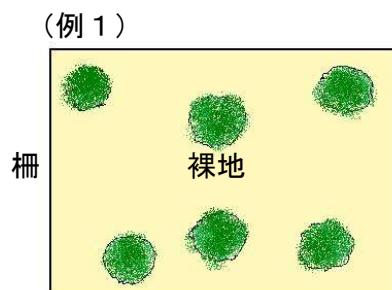
ウ 緑地として認められないもの

野菜畠、温室、ビニールハウス

エ 樹木の植栽方法

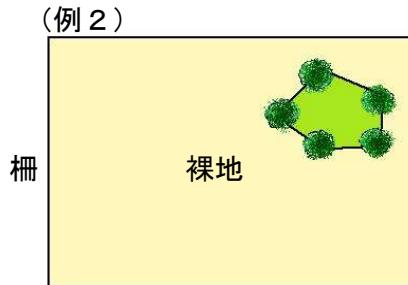
(ア) 平均的に植栽する場合

樹木の植栽方法は区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体が緑地と認められるよう当該区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体に平均的に植栽しなければなりません（例1）。



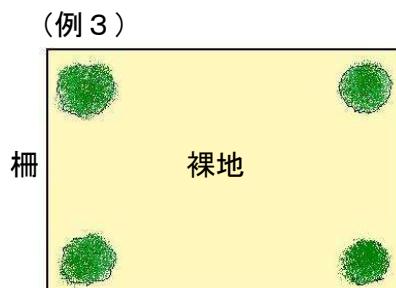
(イ) 平均的に植栽しない場合

平均的に植栽しない場合（区画された土地又は建築物屋上等緑化施設の一部にまとめて植栽する場合等）は、裸地の部分を除いて、残りの植栽部分を実質的に区画された土地又は建築物屋上等緑化施設としなければなりません（例2）。



(ウ) 平均的に植栽しているものの、区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体を緑地とはみなさない場合

平均的に植栽しているもの（樹木を区画の四隅にのみ植栽している等）、樹木を適当な間隔で植栽しない場合は、区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体を緑地とはみなさず、裸地の部分を除いて、残りの植栽部分を単独の樹木等として取り扱います（例3）。



才 緑地の面積の測定方法

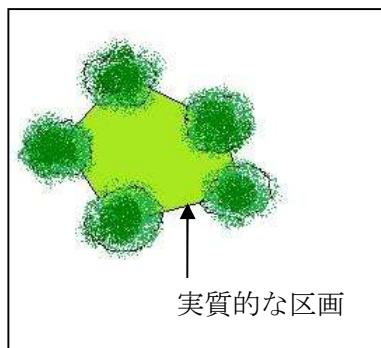
(ア) 緑地の面積の測定方法

樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設で、さく、置石、へい等により区画されているものについては、当該土地又は建築物屋上等緑化施設の区画の面積を緑地面積として測定します。

(イ) 区画されていないものの取扱い1

樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設で、さく、置石、へい等により区画されていないものについては、外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積を緑地面積として測定します（例4）。

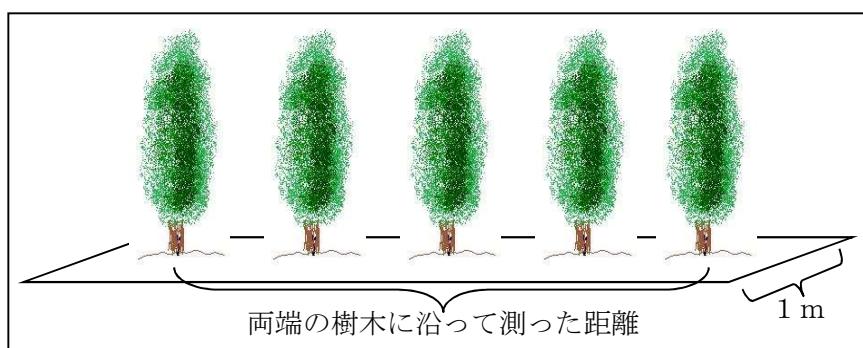
(例 4)



(ウ) 区画されていないものの取扱い 2

一列の並木状に樹木が生育し、区画されていない場合には、両端の樹木に沿って測った距離に 1 m を乗じた面積を緑地面積として測定します（例 5）。

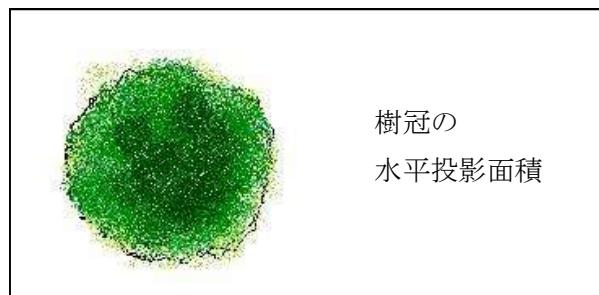
(例 5)



(エ) 単独の樹木の取扱い

単独の樹木については、当該樹冠の水平投影面積を緑地面積として測定します（例 6）。

(例 6)



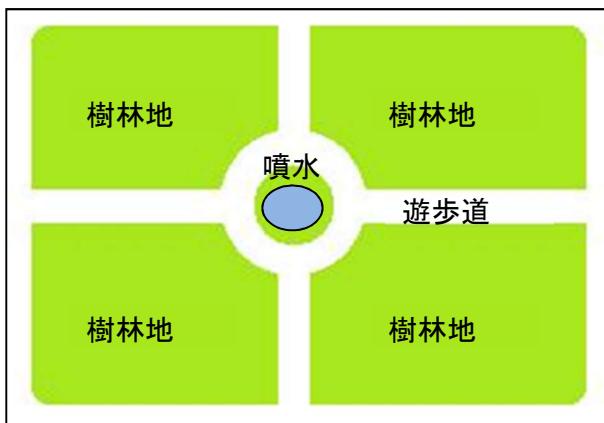
(オ) 低木又は芝その他の地被植物の取扱い

低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積については、当該表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積を緑地面積として測定します。

(カ) 緑地以外の環境施設が樹林地で囲まれている場合の取扱い

緑地以外の環境施設が樹木の生育する緑地（樹林地）で囲まれており、かつ、緑地の面積が緑地以外の環境施設の面積の2倍程度以上である場合で、緑地以外の環境施設の面積も含めて、「ア 定義」の(ア)に適合する場合は緑地以外の環境施設の面積も緑地の面積として測定します（例7、8）。

（例7）



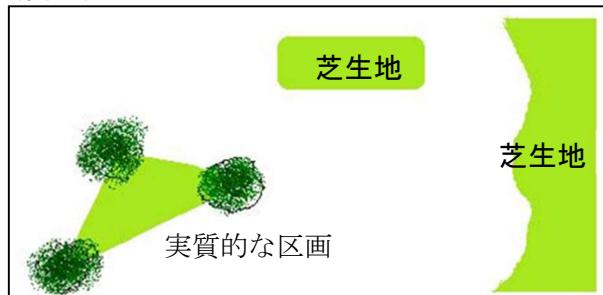
（例8）



(キ) 樹木と芝の混合した緑地において、芝生の中に樹木が生育している区画された土地又は建築物屋上等緑化施設が「ア 定義」の(ア)及び(イ)の両方に適合する場合は、緑地は当該区画された面積を測定します（二重にカウントしません）。

区画された土地又は屋上等緑化施設の中に芝生と樹木が混在している場合で、樹木を適当な間隔で平均的に植栽していると認められない場合には、(イ)又は(エ)のいずれかの方法により緑地として測定します（例9）。

（例9）



(ク) 法面（斜面）を緑化した場合の緑地の面積は法面（斜面）の水平投影面積を測定します。

(ケ) 建築物その他の施設の直立している部分（直立壁面）において緑化施設を設置した場合の緑地の面積は、緑化しようとする部分の水平延長に1mを乗じた面積とします。ただし、傾斜した壁面においては、緑化しようとする部分の水平投影面積とします。

(3) 緑地以外の環境施設

緑地以外の環境施設とは

ア 定義（規則第4条）

次に掲げる土地又は施設であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされるものとします。

(ア) 次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除きます。）

- ・ 噴水、水流、池その他の修景施設
- ・ 屋外運動場
- ・ 広場
- ・ 屋内運動施設
- ・ 教養文化施設
- ・ 雨水浸透施設
- ・ 太陽光発電施設
- ・ 上に掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの

(イ) 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又は(ア)に規定する土地と重複するものを除きます。）

イ 緑地以外の環境施設の面積の測定方法

(ア) 緑地以外の環境施設の面積の測定方法

緑地以外の環境施設はさく、置石、へい等で区画された土地又は施設の面積（屋内運動施設、教養文化施設、ア(ア)及びア(イ)に規定する太陽光発電施設にあっては、投影法による当該建築物の水平投影面積。雨水浸透施設で地中に埋設されるものにあっては、当該施設が地表に出ている面積）を環境施設面積として測定します。

(イ) 体育館、クラブハウス等が環境施設に付置され一体をなしている場合の取扱い

クラブハウス、研修所等（福利厚生施設をいい、食堂、休けい所を含む。）であって周辺の地域の生活環境の保持に特に寄与するものと認められないものは、緑地以外の環境施設ではありませんが、緑地その他の環境施設に附置され一体をなしている場合は、専ら従業員の利用に供する体育館、クラブハウス等の面積を除外する必要はありません。

具体的には、環境施設に体育館、クラブハウス等が囲まれているか、又は接している場合で、環境施設の面積が体育館、クラブハウス等の面積の5倍程度以上である場合に行うものとします。この場合において体育館等の面積は緑地以外の環境施設の面積として測定するものとします。

(4) 重複

- ア 樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する場合の取扱い
　　樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する場合（屋上庭園、パイプの下の芝生、藤棚の下が広場若しくは駐車場になっている場合又は(3)ア(ア)の太陽光発電施設が重複する場合等）にあっては、当該重複部分は緑地とします。（以下、「重複緑地」といいます。）
　　ただし、樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と生産施設が重複する場合、当該重複部分は生産施設としても取り扱います。
- イ 建築物屋上等緑化施設が互いに重複した場合の取扱い
　　2以上の建築物屋上等緑化施設が互いに重複する場合は、その重複する部分の面積については、当該建築物屋上等緑化施設のうちのいずれかの建築物屋上等緑化施設の面積とし、他の建築物屋上等緑化施設の面積とはしません。
　　（例えば、屋上に設置された緑化施設と各階に設置された緑化施設が重複する場合、それらの緑化施設のうちのいずれかの緑化施設の面積を緑地の面積とします。）
- ウ 屋内運動施設又は教養文化施設と生産施設等が重複する場合の取扱い
　　生産施設、事務所、倉庫、食堂等環境施設以外の施設と重複する場合（1階が生産施設で2階に体育館がある建築物等）は当該施設は環境施設としません。
- エ (3)アの太陽光発電施設と生産施設が重複する場合の取扱い
　　(3)アの太陽光発電施設と生産施設が重複する場合は、当該重複部分は環境施設とします。
　　ただし、当該重複部分は生産施設としても取り扱います。
- オ 緑地以外の環境施設が互いに重複した場合の取扱い
　　2以上の緑地以外の環境施設が互いに重複する場合は、当該重複部分についてはそのいずれかの緑地以外の環境施設とし、他の緑地以外の環境施設とはしません。
- カ 雨水浸透施設と環境施設以外の施設が重複する場合の取扱い
　　駐車場、構内道路等環境施設以外の施設であって、生産工程に関係するものと重複する場合（原材料の搬入、製品の搬出等の車両が駐車するための駐車場に施された透水性舗装等）は、環境施設としません。
　　ただし、駐車場から屋内運動場や教養文化施設といった施設への誘導路が整備されているなどにより実質的に生産工程との関係がないとみなされる場合はこの限りではありません。

3. 実施の制限

特定工場の新設又は変更に当たっては、届出が受理された日から 90 日を経過した後でなければ、届出に係る埋立工事、造成工事、施設の建設工事等に着手できません。(法第 11 条)

ただし、届出の内容が、法第 9 条の勧告の要件に該当しないと認められる場合は、その期間を 30 日間に短縮することができます。

なお、工事の開始とは、次に掲げる各種工事毎にそれぞれ連続して行われる作業のうち最初の作業を始めることをいいます。

- ア 埋立工事の開始は、シートパイルの打ち込み、海底の地盤改良、ケーソンの沈設、土砂等の投入の各作業のうちいちずれか早いものを始めることをいいます。
- イ 整地等のいわゆる造成工事の開始は、土地の掘削、土盛、地ならしの各作業のうちいちずれか早いものを始めることをいいます。
- ウ 生産施設若しくは生産施設以外の施設の設置工事の開始は、当該施設の建設のための基礎打ち作業を始めることをいいます。
- エ 生産施設以外の既存の施設が用途変更により生産施設となる場合の工事の開始は、用途変更に伴い新たに必要とされる機械、設備、建築物等の新設、改造、又は移動等の作業を始めることをいいます。
- オ 変更の工事を伴わない場合で、売買により敷地面積の変更を行う場合は、原則として移転登記の日を変更の日とします。
- カ 貸借契約により、敷地面積の変更が行われる場合は、事実上の使用開始時を変更の日と考えます。

4. 兼業

(1) 定義

一つの工場が同時に二つ以上の業種に属していることをいいます。

(2) 兼業に当たるか否かの判断

原則として当該工場から出荷される製品で判断します。

- ア 自動車工場やピアノ製造工場のように当該工場で生産されるすべての半製品又は中間製品が、当該工場の最終の製品のためのものである場合は、兼業扱いとせず、最終の製品の製造業の工場とします。
- イ 工場で生産される半製品又は中間製品が当該工場の最終の製品のためのものであるとともに、当該工場から出荷もされる場合には、最終の製品の製造業と当該出荷される半製品又は中間製品の製造業を兼業している工場とします。
- ウ 工場の生産形態で業種分類がなされる工場（例えば、高炉による製鉄業、電気炉による製鋼及び圧延業、石油化学系基礎製品製造業、石油精製業等の工場）は複数の製品を一貫工程の範囲で生産・出荷するが、出荷される製品の種類の如何によらず、一つの業種の工場として取扱います。

(3) 生産施設面積の算定

兼業の場合は、それぞれの業種に属する生産施設面積を算定します。算定の方法が不確かなものは以下の例によります。

- ア 二つ以上の業種の製造工程のため用いられる用役施設は、その面積を工場内の業種別に明らかに分けることができる生産施設の面積のそれぞれの合計で比例配分します。
- イ 工場建屋が全体として兼業の場合で、業種により製造機が異なるときは、面積の大きい方の製造機の業種に属するものとします。しかし、判別がつけ難いときは、業種の数で工場建屋面積を分割します。
- ウ A 製造業（準則値 30%）と B 製造業（準則値 40%）の兼業に属する工場において A を製造する工場建屋がある場合、A の一部は B 製造用に自家消費し、他は A のまま出荷する場合であっても当該 A を製造する工場建屋全体が準則値 30% を適用される生産施設とします。
- エ 一の工場建屋の同一設備から異種の製品を製造し、それぞれ異種の製造業に属する場合には、その工場建屋は準則値の厳しい方の生産施設面積として算定します。

5. 工場立地に関する準則について

工場立地法は、工場立地の適正化を図るため、国が、製造業等に属する事業者が拠るべき基準として、製造業等の業種の区分に応じ、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を定めた準則を公表し、特定工場を設置する事業者に対してこれらを守るよう義務づけ、届出内容が準則不適合の場合は、知事や市長から勧告、変更命令が行われる制度となっています。

なお、現在の工場立地法が制定された昭和49年6月28日に既に設置されていた工場等（既存工場）と新設工場とでは扱いが異なります。既存工場の扱いについては、「工場立地法に基づく特定工場届出の手引（既存工場の準則計算）」を参照してください。

(1) 単一業種の場合（新設工場）

ア 準則

(ア) 敷地面積に対する生産施設面積率

業種区分により 30%～65% 別表第1を参照 (p.23)

(イ) 敷地面積に対する緑地面積率

(ウ) 敷地面積に対する環境施設面積率

袖ヶ浦市工場立地法に基づき準則を定める条例（平成26年10月1日施行）における準則

区域	区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率
丙区域	工業専用地域 (大字椎の森の区域を除く)	5%以上	10%以上
乙区域	工業専用地域 (大字椎の森工業団地の区域)	10%以上	15%以上
甲区域	工業地域及び準工業地域	15%以上	20%以上
その他の地域		20%以上	25%以上

※ 環境施設には緑地を含みますので、緑地面積率が環境施設面積率の準則を満たす場合には、環境施設面積率を満たすための緑地以外の環境施設を設置する必要はありません。

イ 重複緑地の算入制限（(2) 兼業の場合も同様です。）

屋上庭園、壁面緑化、藤棚下の広場・駐車場等の重複緑地の面積は、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の $25/100$ の割合を超えて緑地面積に算入することができません。

（（敷地面積×緑地面積率）の $1/4$ まで算入できます。）

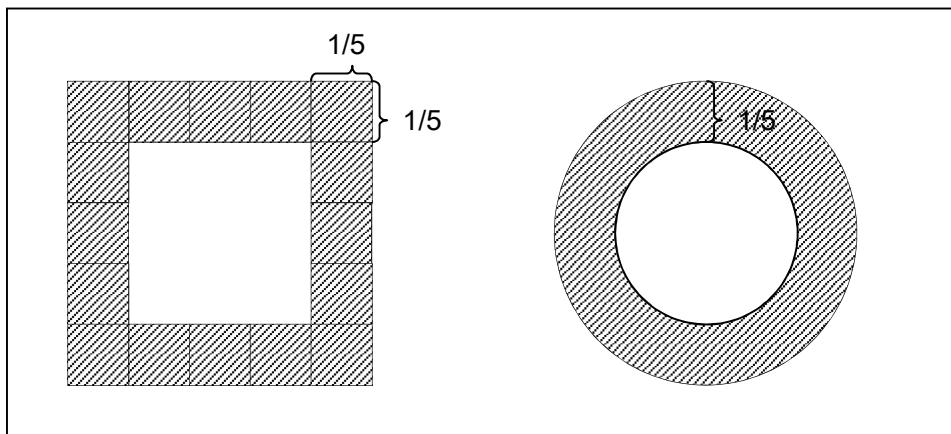
ただし、丙区域における重複緑地の緑地面積への算入割合は、 $50/100$ の割合を限度とします。

ウ 環境施設の配置についての留意事項（(2) 兼業の場合も同様です。）

環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合の $15/100$ 以上（工業専用地域にあっては $9/100$ 以上、工業地域・準工業地域にあっては、 $12/100$ 以上）を敷地周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するようを行うものとします。

敷地周辺部とは、敷地の境界線から、対面する境界線までの距離の $1/5$ 程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分です。

(図2) 敷地周辺部のイメージ



(2) 兼業の場合（新設工場）

ア 準則

(ア) 生産施設面積の算定

次の不等式を満たすことが必要です。

$$\sum_{i=1}^n \frac{F_i}{\gamma_i} \leq S$$

n … 当該工場が属する業種の個数

(イ) 敷地面積

P_i … i 業種に属する生産施設の新設に係る面積及びその面積の変更に係る面積の合計（設置については+、撤去については-として計算します。）

に対する緑地面積率

γ_i … i 業種の生産施設面積率

及び環

S … 当該工場の敷地面積

境施設面積率

区域	区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率
丙区域	工業専用地域 (大字椎の森の区域を除く)	5 %以上	10 %以上
乙区域	工業専用地域 (大字椎の森工業団地の区域)	10 %以上	15 %以上
甲区域	工業地域及び準工業地域	15 %以上	20 %以上
その他の地域		20 %以上	25 %以上

(例)

2つの業種 (n=2) の兼業工場

(コンクリート製品製造業 (2123)・陶磁器製タイル造製造業 (2146)) を新設する場合の生産施設面積の上限値。

- ・敷地面積 $S = 45,000 \text{ m}^2$
- ・コンクリート製品製造業のための生産施設面積 $P_1 = 45,000 \text{ m}^2$
- ・コンクリート製品製造業の生産施設面積率 $\gamma_1 = 45\%$
- ・陶磁器製タイル製造業のための生産施設面積 $P_i = 65,000 \text{ m}^2$
- ・陶磁器製タイル製造業の生産施設面積率 $\gamma_2 = 65\%$

生産施設面積の上限面積

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S \Rightarrow \frac{P_1}{\gamma_1} + \frac{P_2}{\gamma_2} \leq S$$

$$\frac{4,500}{0.45} + \frac{6,500}{0.65} = 20,000$$

$20,000 < 45,000$ (= ... 準則に適合)

6. 届出について

(1) 届出手続きについて

ア 届出書の提出先は、袖ヶ浦市環境経済部商工観光課です。

届出部数は、正本1部・写し1部です。(写しは受領印押印後、後日、控えとしてお返します。)

イ 届出を行う方は、提出前に届出書の原稿（代表者印押印前のもの等）を一部作成のうえ、商工観光課担当者に相談してください。

ウ **届出書（控え）の保存について**

新設・変更の届出は、次回変更届出書作成の際必要となりますので、責任をもって保管されるようお願いします。

(2) 届出の種類

ア 新設・変更等による届出

(法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、附則第3条第1項)

①届出が必要な場合	<ul style="list-style-type: none">特定工場を新設する場合特定工場の届出内容を変更する場合 (届出の要否は(ア)及び(イ)のとおりです。)敷地・建築物を増設したことにより新たに特定工場となる場合
②届出時期	<ul style="list-style-type: none">新設・変更等の90日前までの届出短縮申請※（第11条第2項）が可能
③提出書類	<ul style="list-style-type: none">別表のとおり

※ 短縮申請

新設や変更の届出は、通常、着工日の90日前までに届け出ることとされていますが、県では、届出内容が、法第9条の勧告の用件に該当しないと認められる場合（準則等を満たしている場合等）は、着工日の30日前まで届出の期間を短縮できる取扱いをしています。

(ア) 変更届出の必要な場合

- a 特定工場における製品を変更するとき。ただし、届出が必要な場合は以下の場合です。
 - ・ 日本標準産業分類における3桁分類（小分類）に属する業種が、他の3桁分類に属する業種となるような変更を行う場合。（或る業種の廃止又は追加の場合を含みます。）
 - ・ 生産施設面積率： γ の準則値が変わるような業種の変更を行う場合。
 - ・ 既存生産施設用敷地計算係数： α が変わるような業種の変更を行う場合。
- b 敷地面積を増加又は減少させるとき。
- c 生産施設を増設するとき。（増設と撤去を同時に行い、結果的に生産施設面積が増加しない場合であっても届出は必要です。）
- d 緑地、環境施設を撤去するとき ((イ)e及びfを除きます。)。

(イ) 変更届出の必要ない場合

- a 単なる空地や駐車場等の環境施設（緑地面積を含む）でない場所に、倉庫、事務所等を建設するとき。
- b 生産施設の撤去のみを行うとき。
- c 生産施設の修繕を行う場合で、生産施設面積の変更がないとき。又は変更がある場合でも、修繕に伴い増加する部分の面積が30m²未満のとき。
- d 緑地又は緑地以外の環境施設の増設のみを行うとき。
- e 緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、その移設によりそれぞれの面積の減少を伴わないとき（周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限ります）。
- f 緑地の削減によるその面積の変更であって、その削減によって減少する面積の合計が10m²以下のとき（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限ります）。

別 表 新設・変更等による場合の提出書類一覧

書類の名称	備考	新設	変更	※注
様式乙：特定工場新設（変更）届出調書		○	○	○
特定工場（新設・変更）届出整理表		○	○	○
様式B：特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）	代理人による届出の場合は委任状を添付すること	○	○	○
別紙1：特定工場における生産施設の面積		○	A	○
別紙2：特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置		○	A	○
別紙3：工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	工業団地の特例を申請する場合は添付すること	該	該	該
別紙4：隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	工業集合地の特例を申請する場合は添付すること	該	該	該
様式例第1：事業概要説明書		○	○	○
様式例第2：生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図	図面は別添とする	○	○	○
様式例第3：特定工場用地利用状況説明書	図面は別添とする	○	○	○
様式例第4：特定工場の新設等のための工事の日程		○	○	○
特定工場の新設（変更）の趣旨説明書		○	○	○
準則計算表	既存工場のみ	該	B	B
準則計算推移表	既存工場のみ	該	B	B
会社案内パンフレット		○	×	○
生産工程図		○	×	○

※注 法第7条第1項又は附則第3条第1項に該当する場合

- … 必ず提出が必要
- A … 当該届出において変更のある場合に提出が必要
- B … 生産施設の変更がある場合に提出が必要
- 該 … 該当する場合のみ提出が必要
- × …該当なし

イ 名称・住所変更による届出（法第12条第1項）

①届出が必要な場合	・名称（商号）を変更する場合 ・住所（所在地・社屋の移転）を変更する場合 (代表者の変更は、届出対象ではありません。)
②届出時期	・名称・住所の変更後すみやかに
③提出書類	・提出書類は「様式第3 氏名（名称、住所）変更届出書」 ・変更内容がわかる謄本（ホームページを出力したもの・官報の写し）等の写し

ウ 承継による届出（法第13条第3項）

①届出が必要な場合	・特定工場を譲り受け又は地位を承継（相続又は合併を含みます。）する場合
②届出時期	・承継後すみやかに
③提出書類	・「様式第4 特定工場承継届出書」 ・承継の事実がわかる謄本（ホームページを出力したもの・官報の写し）等の写し

※ 既に届出を行ったことのある工場を承継した者が届出を行います。

※ 自工場に隣接する特定工場を承継した場合は本条項による届出ではなく、新設又は変更の届出として取り扱います。

エ 廃止による届出

①届出が必要な場合	・工場を廃止する場合
②届出時期	・廃止後すみやかに
③提出書類	・特定工場廃止届出書（廃止の事実がわかる書類）

(3) 届出書記載方法

以下の事項に留意して記載してください。

様式乙：特定工場新設（変更）届出調書

県準則等設定状況の欄に

- 1 設定区域 工業地域、準工業地域の場合は「甲種区域」、工業専用地域の場合は「乙種区域」、その他の場合は「その他区域」を記載してください。
- 2 緑地面積率、環境施設面積率

それぞれの区域に応じた割合を記載してください

設定区域	用途地域等	緑地面積率	環境施設面積率
丙区域	工業専用地域 (袖ヶ浦椎の森工業団地の区域を除く)	5%以上	10%以上
乙種区域	工業専用地域 (袖ヶ浦椎の森工業団地の区域)	10%以上	15%以上
甲種区域	準工業地域	15%以上	20%以上
その他	上記以外	20%以上	25%以上

様式B：特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

- 1 届出書のあて先は、「袖ヶ浦市長」です。
- 2 届出者の欄は、代表者以外の届出（工場長等）の場合は委任状を添付してください。
「代理人による届出の場合の記載例」

届出者 東京都〇〇区〇〇△△番地
〇〇〇〇化学工業株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇
代理人 千葉県〇〇市〇〇町△△番地
〇〇〇〇化学工業株式会社千葉工場
工場長 〇〇 〇〇 印

- 3 特定工場の敷地面積、建築面積の欄は小数点以下を切り捨てて一の位までまたは小数点第二位を四捨五入して小数点第一位まで記載してください。
- 4 特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日の欄は、
 - (1) 埋立、造成工事を伴う場合は、その工事開始の予定日を、敷地の増減の場合は敷地面積の変更を行う日を造成工事等の欄に記入します。
 - (2) 生産施設、緑地等の施設設置工事を行う場合は、その工事開始予定日を、施設の設置工事の欄に記入します。

別紙 1：特定工場における生産施設の面積

- 1 各施設の**面積**の欄は、小数点以下を切り捨てて一の位までまたは小数点第二位を四捨五入して小数点第一位まで記載してください。
また、変更届出の場合には、変更前、変更後をそれぞれ記入します。
- 2 **増減面積**の欄には、変更に係る施設の面積の増減の数値を記入します。

別紙 2：特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

- 1 **緑地の名称**の欄は、緑地の区画ごとに緑地の設置場所と緑地の種類を記入します。
- 2 緑地以外の環境施設の名称欄には、具体的な施設名称を記入します。

別紙 3：工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

- 1 工業団地の特例を申請する場合に記載します。
- 2 **工業団地共通施設の面積の合計**の欄の工業団地共通施設とは、工業団地の造成と一体的に計画される非分譲の土地で、緑地、工業団地管理事務所、集会場、駐車場等の敷地をいいます。
- 3 **その他の施設**とは、団地内の道路、団地に隣接した港湾用地をいいます。

別紙 4：隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

工業集合地の特例を申請する場合に記載します。

様式例第 1：事業概要説明書

- 1 **生産開始日の日**の欄には、届出に係る生産施設の稼働開始の日を記載します。
なお、変更届出の場合には当該工場の操業開始の日をかっこ書きで併記してください。
- 2 **主要製品別生産施設能力及び生産数量**の欄には、製品ごとに通常用いる単位（t／日、台／日等）で記載します。
なお、変更届出の場合には**生産能力**、**生産数量**は変更後の数字とし、当該変更による増減をかっこ書きで記載します。

様式例第2：生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図

1 各施設の施設番号は以下の例により一連の番号を付し、各色彩で表示します。

施設の名称	施設番号	色彩
生産施設	セー1（一連番号）	青
緑地	リー	緑
重複緑地	ジー	緑網掛け
緑地以外の環境施設	カー	黄

2 新設または変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示します。

(1) 変更に係る部分が新設、増設の場合は  で表示します。

(2) 変更に係る部分が減少、撤去の場合は  で表示します。

生産施設面積率 (γ) *

別表第1（工場立地に関する準則第1条及び（備考）関係）

業種の区分		敷地面積に対する生産施設の面積の割合
第一種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 石油精製業 コークス製造業 ボイラ・原動機製造業	30／100
第二種	伸鉄業	40／100
第三種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	45／100
第四種	鋼管製造業 電気供給業	50／100
第五種	でんぷん製造業 冷間ロール成型形鋼製造業	55／100
第六種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。） 高炉による製鉄業	60／100
第七種	その他の製造業 ガス供給業 熱供給業	65／100

* 生産施設面積率は、生産施設面積の工場敷地面積に対する比率の上限値です。

* 製造業等の範囲は、原則として日本標準産業分類による製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業とされています。

質疑応答集

Q 1 医薬品の粉体を包装紙に包み、これを瓶詰にし、紙箱に詰める工程に係る施設や、ビールの瓶詰施設、セメントの袋詰め施設等は生産施設に該当するか。

A : 生産工程の一環としての製品の包装・荷造り（梱包）を継続して行う施設は生産施設とする。

Q 2 冷凍食品を製造するための冷凍施設等の生産工程を形成する冷凍施設は生産施設に該当するか。

A : 問の冷凍施設は生産施設に該当する。ただし、製品としての冷凍食品を出荷または保存のために冷蔵しておく冷蔵施設は生産施設としない。

Q 3 半製品、中間製品のタンク・倉庫は生産施設に該当するか。

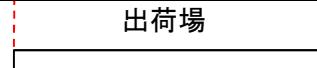
A : 半製品または中間製品のタンクが生産施設内に設置されている独立の区画に属する場合は生産施設とする。

Q 4 製造工程等の用以外の用に使われるボイラー、コンプレッサーは生産施設に該当するか。

A : 問の場合は生産施設に該当しない。ただし、製造工程の用に一部供される場合には生産施設に該当する。

Q 5 屋外の作業場は生産施設とするか。

A : 当該作業場全体を生産施設とするのではなく、当該作業場内の生産に使用する機械または装置（クレーン等）は生産施設とする。

Q 6 A B 間の  出荷場は生産施設に該当するか。

A : 生産施設に該当する。

Q 7 下図の場合、Bは生産施設に該当するか。

荷物が通る大きさ

A : 生産施設に該当しない。

Q 8 プラント等の屋外の生産施設面積はどのように測定するのか。

A : 水平投影面積の外周によって囲まれる面積とする。

1 塔、槽等の機器類または装置の面積の測定方法は、

① 架台がある場合には、架台の投影面積または機器類もしくは装置の水平投影面積の大きい方とする。

② 架台がない場合には、機器類または装置の断面積とする。ポンプ、圧縮機のように投影図の断面が複雑な場合には、基礎の床面積をもって投影面積とする。

2 パイプの面積の測定方法は、パイプラックにのっているものについては、

(パイプラックの当該区画内に係る長さ) × (ラック幅) = (水平投影面積) とする。

Q 9 ひとつの工場建屋内に段ボールシート製造機と段ボール箱製造機が設置されており、当該工場が段ボールシート製造業と段ボール箱製造業の兼業の場合は、当該工場建屋はどのように生産施設の面積を算定するのか。

A : 面積の大きい方の製造機に係る業種に属する生産施設として面積を算定するが、判別のつけがたいものは、属する業種の個数で単純に工場建屋面積を分割してそれぞれの生産施設面積として算定する。

Q 10 ひとつの工場建屋の同一設備から異種の製品を製造し、それぞれ異種の製造業に属する場合は、生産施設面積の算定はどうなるか。

A : 当該工場の建屋は準則値（生産施設面積率）の厳しい方の生産施設面積として算定する。

Q11 花壇、野菜畑、ゴルフ場・高压線下的芝、雑草地は緑地として扱うことができるか。

A：・花壇は、地面や壁面等に固定されており、容易に移設することができないものは緑地とする。

- ・野菜畑は緑地としないが、緑地以外の環境施設として扱う。
 - ・ゴルフ場で芝、樹木で被われているもの及び高圧線下の芝その他の地被植物で被われているものは、重複緑地ではなく、緑地として扱う。
 - ・雑草地であっても、植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されているものは緑地とする。

Q12 委任状の様式はどのようなものか。

A：以下の様式とする。

委任状

私は、○○県○○市○○番地における○○株式会社○○工場 工場長○○○○○を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

工場立地法に基づく届出に関する一切の権限

平成 年 月 日

○○株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○ 印

Q13 製鉄所の敷地内に別法人格のコークス会社が借地している場合における準則の適用はどうか。

A : 法人格が異なる企業の場合は、それぞれ個々の企業が準則に適合する必要がある。

しかし、問のような場合は次の考え方によることができる。

- 1 生産施設の面積に関する準則の適用は県様式によることができる。

製鉄所の全敷地面積 \geq

$$\frac{\text{高炉による製鉄会社の生産施設面積}}{0.6} + \frac{\text{コークス会社の生産施設面積}}{0.3}$$

を製鉄所全体で満足していればよい。

- 2 緑地、環境施設面積については、製鉄所全体で実質的に準則が満足していればよい。

Q14 造成が必要な土地を購入する場合、どのような届出が必要となるか。

A : 新設であれば、新設の届出、敷地の増加に伴うものであれば、変更の届出を要する。

Q15 工場敷地の一部を売却する場合は、いつまでに変更の届出を提出しなければならないか。

A : 当該不動産の移転登記の90日前（短縮申請により30日前）までに敷地面積変更の届出を要する。買い増しの場合も同様。

Q16 工場建屋内の機械装置の取り換えは届出が必要となるか。

A : 生産施設の面積の変更とはならないので届出は要しない。

Q17 既存生産施設の一部又は全部を土台から撤去し、当該部分を新たに設置し直す場合（スクラップアンドビル）は届出が必要か。

A : スクラップアンドビルは規則第9条第2号の「生産施設の修繕によるその面積の変更」に該当しないので、軽微な変更ではなく、届出を要する。

Q18 既存工場が敷地面積もしくは建築物の建築面積を増加し、または既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合は、どのような届出を必要とするのか。

A : 法第6条第1項の届出を必要とするが、当該特定工場に係る工場立地の準則の適用については、準則の備考によるものとする。

Q19 既存工場が敷地を買い増した場合、生産施設を増設する際の準則の計算はどうなるか。

A : 準則の備考による。

計算に用いる敷地面積 S は、買い増し後の敷地面積とする。

Q20 既存工場が、用途変更した場合の準則計算はどうなるか。

A : 準則（工場立地に関する準則）の備考 1 の 1 における

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\nu \alpha} \right) - \text{の計算式に用いる } \gamma, \alpha \text{ については変更後の値とする。}$$

Q21 袖ヶ浦市工場立地法に基づき準則を定める条例の制定により、緑地面積率等の基準が変わったが、届出はいつ必要になるのか。

A : 平成 26 年 10 月 1 日以降の新設、変更の届出から適用になる。袖ヶ浦市工場立地法に基づき準則を定める条例が制定された時点での届出は必要なく、平成 26 年 10 月 1 日以降に何らかの届出を行う際、変更になった緑地面積率等により準則に適合しているか判断する。